

6. 快適で美しいまちづくり

～自然・生活環境保全分野

施策 6-1 ユネスコエコパークを活かしたまちづくり

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 3 保健	目標 4 教育	目標 7 エネルギー	目標 11 持続可能な都市	目標 13 気候変動	目標 14 海洋資源	目標 15 陸上資源	

目的と方針

これまでに先人が築き上げてきた「自然を保全し、自然と共に生きるまちづくり」を継承し、地球温暖化や自然災害など国際的な環境問題を意識し、(SDGs の取組に準拠した) 綾ユネスコエコパーク管理運営計画を計画的に実践していきます。

現状と課題

地球環境との共生は、21 世紀における人類の最も重要な課題であるといわれています。環境及び社会問題である化石燃料の大量消費による地球温暖化・化学物質や遺伝子組換え食品による人体と自然への汚染・資源エネルギーの枯渇など、持続可能な社会を形成していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済や生活様式を見直し、生物多様性保全の視点に立って環境への負荷が少ない循環と共生の社会を構築していかなければなりません。

本町では、照葉樹林の保護や自然生態系農業の推進により、時代に先駆けた環境保全への取組を行ってきました。しかし、生活が豊かになるにつれ、自然環境・生活環境問題を改め考え直すことが必要となっています。町民の環境に対する問題意識を高め、積極的な参加を促進するために、環境問題に対する教育を推進するとともに、社会・経済・生活のあらゆる場面において環境配慮を優先させる仕組みづくりを推進する必要があります。これからは、官民一体となった環境保全活動がより求められる時代となっています。

綾町生物多様性地域戦略を基盤に、平成 17（2005）年にスタートした「綾の照葉樹林プロジェクト」や平成 24（2012）年の登録を機に始まったユネスコエコパークとしての核心・緩衝・移行地域の保全管理計画に沿った活動などを通じて、地域住民が主体となった自然環境・生活環境の保全が必要不可欠です。

行政と町民、NPO などの市民団体と協働し、すべての町民へ環境に対する意識の高揚を図るため、積極的に働きかけていくことが必要です。

また、綾町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を基に、温室効果ガスの排出量を削減する

と共に、地球温暖化防止活動推進員と協力し、幼児期や低学年にも分かりやすいエコ活動や若い世代への環境学習の機会を提供していきます。

これからは、環境配慮を企業側だけに任せるのではなく、あらゆる世代の人々が環境に配慮した生活を営むことにより、地球環境を守っていくことが大切です。

本町を流れる綾北川・綾南川は照葉樹林を源として湧き出る名水により、豊かな流れが育まれており、町民の身近な憩いの場として良好な自然環境を提供しています。幼保小中学校と連携したビオトープや里山での生物多様性や植物の生長量のモニタリング調査を通じての環境学習の機会を、産学民官で推進しています。河川の総合的環境保全のためには流域自治体の協力が不可欠であるため、流域市町村や河川を管理する国土交通省との連携強化を図っています。

近年、生活排水や畜産廃棄物の流れ込みによる、河川の水質悪化が懸念されています。河川環境保全のためには、行政・町民・地域産業が一体となった取組を推進することが重要であり、河川浄化に対する理解と協力を得るための啓発活動とともに、下水道事業などによる排水処理対策を推進する必要があります。

施策の体系

1 ユネスコエコパークを活かした環境施策の総合的推進	(1) 綾ユネスコエコパークによる管理運営計画の体制の構築と実践
	(2) 生物多様性の保全
	(3) 環境教育（ESD）の推進
	(4) ユネスコエコパークを活かした地域社会活動と地域経済の推進
	(5) ユネスコエコパークセンターを拠点とした環境施策の推進
	(6) ユネスコエコパークを活かした環境活動の情報発信
	(7) 再生可能エネルギーの普及促進と二酸化炭素の排出抑制
	(8) 生活排水対策の推進
	(9) 有機化学物質への対策
	(10) 啓発活動と情報提供
	(11) 産業排水対策の推進
	(12) 流域自治体の連携

主要な施策

施 策 名	主要な取組
1 ユネスコエコパークを活かした環境施策の総合的推進 (1) 綾ユネスコエコパークによる管理運営計画の体制の構築と実践	○本町では、「綾町の自然を守る条例」「綾町照葉樹林自然公園の管理に関する条例」に加えて「綾町自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、自然環境と生態系の保全に取り組んできました。このような環境関連条例の適切な運用に加え、綾町生物多様性地域戦略を基に、「綾ユネスコエコパーク管理運営計画」を策定し、この計画を実現するために、産学民官が関わる体制を構築し、実践していきます。
(2) 生物多様性の保全	○自然環境の保全については、二次的自然の保全なども含めた生物多様性保全の観点が重要視されており、「綾の照葉樹林プロジェクト」及び綾ユネスコエコパーク全域の管理運営計画に基づいた、照葉樹林とそこに生息する貴重な動植物の保護と自然生態系農業の推進により、地域生態系全体の保全を図ります。また、シカの食害やごみの投棄問題など、照葉樹林を保全する上での新たな課題に対しても改善に取り組めます。
(3) 環境教育（ESD）の推進	○自然環境や生物多様性に対する意識や知識は、環境に対する様々な取組の基盤となり、これを高めるために行われる環境教育・環境学習・情報提供などは持続可能な経済社会の構築のために不可欠な要素です。ESD（持続的な開発のための教育）の理念に基づき学校教育から社会教育に至るまで、生涯学習の各段階で環境教育の展開を図ることにより、町民の環境に対する意識や知識を高める取組を多様な主体連携の形で推進し、指導する教員・職員の育成や確保も図ります。 ○イオンの森里山復元プロジェクトは、中学生の環境学習の場として位置づけ、また大学や企業等と連携した調査研究についても積極的に推進していきます。 ○子ども自然クラブを創設し、綾の子どもたちが生き物や植物、森、自然などについて学習し、体験・体感できるようなプログラムを企画し、人材育成に繋がります。 ○ビオトープの環境整備を図り、町民が気軽に自然環境を体感できる空間創出を図っていきます。
(4) ユネスコエコパークを活かした地域社会活動と経済活動の推進	○持続的な地域社会活動を推進するため、住民主体の「綾ユネスコエコパークまちづくりネットワーク」を構築し、団体間や行政との連携を図ることにより、発展的な取り組みに繋がります。 ○ユネスコエコパークを活かした地域経済活動が持続的及び発展的な取り組みとなるよう、庁内の関係各課との連携を図ります。
(5) ユネスコエコパークセンターを拠点とした環境施策の推進	○ユネスコエコパークセンターの環境教育や環境学習のための拠点施設として位置づけ、小中学校、高校、大学、企業等が学べる環境づくりに努めます。また、県内外及び国外（JICA等）視察にも対応できる体制づくりに継続して取り組みます。

施 策 名	主要な取組
	○エコパークに関する研修や森林セラピー、農業体験、工芸体験などの自然を体感できる研修やツアーを企画し、企業向けに推進し、センターの利活用の向上を図ります。
(6) ユネスコエコパークを活かした環境活動の情報発信	○「ユネスコエコパーク」に認定された自然を保全し、自然と共生してきた取組を持続的に継続していくために、町民に対して認知度と理解度を高めてもらうため、情報発信に努めます。 ○地球温暖化などの地球規模の環境問題に対応していくために、時代に先駆けた環境保全の取組をホームページや SNS を通じて発信し、SDGs に準じた取組を波及させていきます。
(7) 再生可能エネルギーの普及促進と二酸化炭素の排出抑制	○自然環境を次世代に引き継ぐため、再生可能エネルギーの開発と普及促進に取り組むとともに家庭での節電・節水など、全町的な省エネルギーと二酸化炭素排出抑制のための取組を推進していきます。
(8) 生活排水対策の推進	○河川をきれいにするためには町民自身のモラルの向上が必要であり、「綾町水を守る会」と一体となって、川をきれいにする条例を町民一人ひとりが遵守し行動できるよう推進します。 ○公共下水道の加入促進を図り、対象地域外については合併処理浄化槽設置整備事業による町設置型合併処理浄化槽の設置を推進し、特別会計の健全な財政運営に努めます。 ○世帯全員が70歳以上の高齢者世帯において、トイレの水洗化を普及させるため、設置工事負担金の免除と宅内改修工事の助成などを実施し、浄化槽設置の推進強化を図ります。 ○農業集落排水施設の老朽化に伴い、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、維持管理などを計画的に実施し、財政負担軽減・平準化に努めるため、施設の機能診断及び最適整備構想に基づいた事業を推進します。
(9) 有機化学物質への対策	○廃棄物処理に伴うダイオキシンの発生防止やアスベスト、残留農薬問題などが課題となっています。アトピー性皮膚炎や花粉症の増加は、化学物質に起因する人体への影響が疑われています。日常生活を取り巻く化学物質は、環境に対し深刻な影響を及ぼしており、そのリスク評価の進め方やリスク情報の開示などの課題を含め、化学物質の管理のあり方を見直し、化学物質による汚染から人体と自然環境を守る取組を推進します。
(10) 啓発活動と情報提供	○ごみ処理問題・資源リサイクル問題・河川の水質汚濁など、環境は町民の身近な問題として存在しています。生活排水・マイカーの排気ガス・家庭より排出されるごみなど、日常生活から発生する環境負荷が近年の環境問題における重要なテーマとなっています。地域の環境問題を解決し、持続可能な地域社会の構築を図るため、生活のあらゆる面で循環と共生の考え方を反映させた具体的施策と、町民への啓発活動と情報提供を推進します。

施策名	主要な取組
(11) 産業排水対策の推進	○産業施設などの排水について、適正な処理の実施を推進します。
(12) 流域自治体の連携	○大淀川流域市町村統一条例に則した責務を果たすよう、流域自治体の連携のもと、「大淀川サミット」による広報活動や水質検査などを実施して、河川浄化対策を推進します。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
綾ユネスコエコパークセンターのホームページアクセス件数	件	↗	—	20,000

参画と協働の手がかり



住民

- 環境保全に関する意識・知識を高め、身近な生活に活かします。
- 家庭における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- 汲取りを行っている世帯は、単独浄化槽から下水道・合併処理浄化槽への転換を検討します。



地域・団体・事業者

- 環境保全に関する意識・知識を高め、環境に配慮した社会生活や事業活動を積極的に推進します。
- 環境保全活動を推進します。
- 河川をきれいにしていくモラルの向上を図ります。



水辺の生き物調査隊

施策 6-2 循環型社会の構築

SDGs との連携

連携する SDGs							
	目標 6 水・衛生	目標 7 エネルギー	目標 12 持続可能な生産と消費	目標 13 気候変動	目標 14 海洋資源	目標 15 陸上資源	目標 17 実施手段

目的と方針

町民一人ひとりから事業所・行政に至るまで、環境美化ごみの 4R*・廃棄物処理対策・環境保全に対する意識高揚をめざした更なる啓発に取り組み、循環型社会の形成をめざします。

現状と課題

ごみ処理問題は、ごみを排出する町民（消費者）、これを収集・運搬・処分する行政、廃棄物をリサイクル・再資源化する事業者が一体となって取り組むことでその解決が図られます。

収集処理について、堆肥工場・日本容器包装リサイクル協会などと連携し取り組んでおり、令和 3 年 4 月から、エコクリーンプラザみやざきは県の公共関与がなくなり、宮崎市が運営主体となります。

広報紙・防災無線・座談会などを通じて、ごみ問題に対する町民への啓発と意識の高揚が図られていますが、近年、分別の徹底がされておらず、容器包装プラスチック類の品質低下が問題になっているため、より一層の分別徹底に向け、啓発の強化を図る必要があります。

また、生ごみのリサイクルを図るため、昭和 63（1988）年から生ごみの肥料化事業に取り組んでいますが、施設の老朽化や水切りの不十分さから良質な肥料づくりが困難となり、平成 22（2010）年 10 月より収集方法を見直しました。今後も良質な肥料づくりをめざして水切りの重要性を周知していくことが大切です。併せて、微生物発酵による資材を収集の際に混入させることで、収集運搬時の防臭・防虫効果や良質な肥料づくりが期待されます。今後もリサイクル意識の高揚を図り、循環型社会の形成を推進していく必要があります。

施策の体系

1 循環型社会の構築	(1) 廃棄物の発生抑制
	(2) 資源リサイクルの推進
	(3) 廃棄物処理体制の整備

* 4R：1. ごみになるものを断る（リフューズ）、2. ごみを減らす（リデュース）、
3. 再生利用する（リサイクル）、4. くり返し使う（リユース）

主要な施策

施策名	主要な取組
1 循環型社会の構築	
(1) 廃棄物の発生抑制	○使い捨て製品の使用自粛・過剰包装の自粛・リサイクル製品の利用・マイバッグの推進・食品ロスの削減の推進など、4Rによるごみ減量化への啓発に取り組み、廃棄物の発生抑制を図ります。
(2) 資源リサイクルの推進	○生ごみについては、有用微生物群の活用を含めた、町づくりにおける位置づけ・収集規模等、多方面から検討を加えて持続可能な処理方法の在り方を模索します。また、家電リサイクル法に基づく再資源化を図るとともに、容器包装プラスチック類の完全分別収集等、エコクリーンプラザみやざきでリサイクル可能な廃棄物の再資源化に努めます。
(3) 廃棄物処理体制の整備	○エコクリーンプラザみやざきにおいて、再資源化するために破砕・選別処理・保管を行い、不燃残渣は最終処分場で埋め立て処理をします。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
ごみ資源化率	%	↗	22.6	27.9

参画と協働の手がかり

 住民
● ゴミの分別を確実に行います。 ● 家庭のゴミ発生を少なくします。 ● 4R運動を行います。
 地域・団体・事業者
● 自治公民館活動を通して、ゴミの分別を確実に行います。 ● ゴミ発生を少なくします。 ● 4R運動を行います。

施策 6-3 上下水道の整備

SDGs との連携

連携する SDGs							
	目標 6 水・衛生	目標 7 エネルギー	目標 11 持続可能な都市	目標 13 気候変動	目標 14 海洋資源	目標 15 陸上資源	目標 17 実施手段

目的と方針

上下水道の施設を良好な状態に保つため、適切な維持及び補修を行いつつ、地震など自然災害に強い施設整備を計画的に進めます。また、その財源となる水道料金や下水道使用料については、経営改善や収納対策の強化を行った上で、見直しを図ります。

なお、汚水処理にかかる公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽事業については、国の指針に基づき令和5年度までに地方公営企業法の適用を進めます。

現状と課題

(1) 上水道の整備

本町の水道普及率は、上水道施設及び飲用水供給施設を合わせると 100% 近くになりますが、名水百選の地にも選ばれ、良質な水資源を有しているため、安定的な水量と良好な水質を保っています。

しかし、安定供給に必要な取水・配水・中継ポンプ施設、また、それらをつなぐ水道管などの老朽化が進んでおり、近年は故障や漏水に伴う修繕費が経営を圧迫しています。更に、地震や停電等に対する十分な備えもできていないことから、インフラ整備が最重要課題であると考えます。そのため、平成 30（2018）年度に策定した綾町上水道事業基本計画に沿って、施設更新や耐震適合管への切り替え、監視システム構築などの整備を計画的に進めます。併せて、危機管理マニュアルや事業継続計画（BCP）などソフト面の整備も進めていきます。

なお、本計画の期間内にインフラ整備費用などの財源確保のため、人口減少社会の到来も見据えた水道料金の改定を行う予定です。

(2) 下水道の整備

公共下水道事業については、都市計画区域内の用途地域を主な計画区域として、平成 13（2001）年度に着工し、平成 30 年度に整備が完了しました。面的整備が完了したことから、引き続き加入促進に努め、生活環境の向上や経営の安定化をめざす必要があります。

また、綾浄化センターや中継マンホールポンプ設備等の重要施設については、令和元（2019）年度に導入した包括的民間委託方式による維持管理を行うことで、経費や事務負担を軽減しつつ、脱水機や曝気機などの処理設備の更新を含め、安定的な維持管理を続けていきます。

一方、集落部においては浄化槽市町村推進事業による合併処理浄化槽普及促進を下水道計画の柱とし、環境・衛生面での向上を図っていく必要があります。

施策の体系

1 上下水道の整備	(1) 安全で安定した水の供給
	(2) 生活排水の適切な処理

主要な施策

施策名	主要な取組
1 上下水道の整備 (1) 安全で安定した水の供給	○水道施設の適切な管理と整備により有収率の向上を図り、水道事業の健全化と水資源の有効利用を図ります。 ○大規模災害に備えるため、綾町上水道基本計画に基づき、老朽化した基幹管路などを耐震適合管へ布設替工事を行います。 ○長期的に安定して給水を行うために、漏水が多い脆弱な箇所や水圧不足が懸念される地域などの管網の再整備を行います。 ○大規模災害に備えるため、危機管理マニュアルや事業継続計画（BCP）、水安全計画等の策定を進めるとともに、水源地や配水池、中継加圧ポンプ等の基幹施設を常時監視するためのシステム構築に努めます。 ○山間地域などの老朽化した飲用水供給施設の更新などを計画的に実施します（令和2年度～5年度に陣之尾地区及び尾立地区を実施予定）。 ○健全な水道事業経営を図るため、業務の合理化や効率化、滞納対策の強化を図り、管路の布設替え、設備更新を見込んだ料金改定を行います。
(2) 生活排水の適切な処理	○河川環境を守り、快適かつ衛生的な生活環境を実現するために下水道事業の普及に努めます。 ○公共下水道事業については、引き続き加入促進に努めます。 ○経費や事務負担を軽減し、安定的な維持管理を行うため、包括的民間委託方式による維持管理を継続して実施します。また、綾浄化センターの脱水機、攪拌機等の重要処理設備や、中継マンホールポンプなど老朽化した設備を年次的に更新します。 ○公共下水道計画区域外の地域については、浄化槽市町村整備推進事業による合併処理浄化槽の普及促進とともに、単独処理浄化槽を設置している家庭については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
水洗化率（加入率） （下水・農集排・合併処理浄化槽）	%	↗	75.0	85.0

参画と協働の手がかり



住民

- 水を守る森林の保護に努め、良好な水源環境を守ります。
- 水の安定供給に対する理解と関心を深め、水道水を大切に使います。
- 供用区域内では、公共下水道や農業集落排水への接続に努めます。
- 供用区域外では、合併処理浄化槽を設置し、適切に維持管理を行います。
- 油や生ゴミなど異物を流さないよう環境に配慮した排水を心がけます。
- 上下水道料金を納期内に納入します。



地域・団体・事業者

- 水を守る森林の保護に努め、良好な水源環境を守ります。
- 将来にわたって持続可能な上下水道事業の経営に協力します。



綾小学校浄化センター見学

施策 6- 4 公園・緑地・水辺の整備

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 11 持続可能な都市	目標 13 気候変動	目標 15 陸上資源	目標 17 実施手段				

目的と方針

綾町全域が一つの自然公園であるとの認識のもとで施策を推進します。

公園・緑地・水辺などにおいて、子どもの遊び場の確保とともに、憩いと交流の場としての保全・整備に努めます。

また、照葉樹林などの豊かな自然環境の保護・復元を進めるとともに、調査研究及び普及・啓発や体験学習の場としての利活用を推進します。

現状と課題

(1) 公園緑地の整備と利活用

公園緑地は、町民に憩いや潤いを与えるだけでなく、健全な心身の維持増進や文化活動の場、災害時における避難場所としての機能も備えた必要不可欠な空間です。本町では、「全町公園化」のテーマのもとに、山間部の九州中央山地国定公園から市街地・地域に至るまで、充実した公園体系の整備がされており綾町の魅力の一つとなっています。今後も継続して「ユネスコエコパーク」にふさわしい花と緑のまちなみ景観創出に努める必要があります。また、まちなかの交流や健康づくり、憩いの場となる公園等のオープンスペースをネットワーク化し、ゆとりのある屋外空間として一体的に整備・利活用する必要があります。

公園緑地の整備が進むにしたがって、その維持管理には多大な費用と労力が必要となっており、財政基盤の小さな自治体においては財源負担の増加が懸念されています。また、ふれあい公園や地域の花壇の維持管理は、地域住民の協力を得ながら行われてきましたが、時代の変化とともに維持管理が困難になりつつある地区もあります。今後は、時代のニーズに合わせた、公園の維持管理の方法を見直すことが必要です。

(2) 照葉樹林の保護と活用

本町は町の面積の 80%を森林が占めており、照葉樹林の自然林が約 1,500ha にも及び、九州中央山地国定公園として、その保護と復元が図られています。本町の照葉樹林は、町民の長年の努力により守られてきたものであり、子孫に受け継がれていくべき町の貴重な地域資源です。照葉樹林と渓谷については国定公園化により、自然散策や自然科学の学習の場としての利用、保護・休養の場としての活用が図られるとともに、水源涵養機能としての認識も高まってきました。また、これらを背景として産業も興り、観光地としても成長してきました。平成 17 年からは、綾の照葉

樹林プロジェクト（国・県・町有林合わせて約1万 ha を照葉樹林へ保護・復元・利活用することを目的）の国（九州森林管理局）・宮崎県・綾町・（公財）日本自然保護協会や（一社）てるはの森の会（民間）の5者による取組が行われており、平成24（2012）年にはこうした保全活動や自然と共生する経済・社会活動が評価され、ユネスコエコパークに登録されました。これにより、核心・緩衝・移行地域の管理運営が、生物多様性保全の視点で進みつつあります。今後は、管理が行き届いていない民間の人工林に関しては、防災や水源涵養のためにも、自然林に戻すことも含めて、その保全のあり方を検討する必要があります。また、自然と産業と人とのふれあいの中から、自ら楽しみながら滞在できるシステムが必要であり、エコツーリズム等の推進を検討する必要があります。

施策の体系

1 公園緑地の整備	(1) 緑化の推進
	(2) 既存公園の整備と利活用
2 照葉樹林の保護と活用	(1) 綾の照葉樹林プロジェクト（照葉樹林の保護・復元）
	(2) 照葉樹林保護保全、生物多様性のための科学研究の推進と知の蓄積
	(3) 照葉樹林の活用
	(4) 森林セラピー・フットパス等の推進

主要な施策

施策名	主要な取組
1 公園緑地の整備	
(1) 緑化の推進	○花と緑のまちなみの景観創出に努めます。 ○巨木・古木・銘木など貴重な樹木の保全に努めます。 ○中心市街地に緑・水辺・休憩施設などを積極的に取り込みユネスコエコパークにふさわしい都市空間形成を推進します。
(2) 既存公園の整備と利活用	○町民が日常生活において憩いの場として気軽に利用できるように公共施設や社寺林、町中の公園等の緑地について、適正な配置と適正管理、整備拡充を推進します。 ○オープンスペースをネットワーク化させ既存施設の利活用を進めます。
① 河川公園の活用	○「照葉樹林と生活文化に親しむ清流の水辺」をテーマに、河川空間を利用した水辺の自然環境の活用・保全を「かわまちづくり事業」を活用し、国土交通省と一体となって推進します。 ○綾北川・綾南川及び周辺の観光拠点等の集客力、自然資源を活用し、自然体験型観光（カヌー、キャンプ等）を促進することにより賑わいづくりを図ります。

施策名	主要な取組
	○現状において綾北川、綾南川沿いに資源が分散されているため、各拠点をつなぐことにより一層の活性化を図ります。 ○観光資源及び周辺施設と川のつながりを活かした自然体験を実施し、綾北川と綾南川との連携を強化した賑わいの創出を図ります。 ○三本松橋下流の右岸側を利用した木森井堰と三本松橋間の河畔林やワンドを含む水辺空間及びその周辺の緑地帯を含めて、一体的な環境整備を図り、町民の憩いの広場として活用します。 ○宮谷地区においては、ほたる橋歩道橋周辺の田園景観や自然景観との調和を図りつつ、優れた親水性を活かし、釣り・水遊びなどの親水活動が楽しめる河川として活用します。 ○杣道～川久保間を魚類・水鳥の生息空間として、多くの瀬や淵のある水辺となるよう、また、河川敷は自然に配慮した多目的広場・町民の憩いの水辺空間となるよう活用を図ります。 ○入野橋右岸の河川公園の活用を図ります。 ○両河川全体が公園的な位置づけができるよう協議するとともに、水辺空間を利用し、町民が自由に水辺に親しめるよう親水公園の活用を図ります。 ○松原公園周辺については、水遊びなどの親水活動や多目的広場、町民憩いの水辺空間として整備拡充を図ります。 ○千尋自然公園付近及び川中自然公園周辺のような緩衝地域においては、自然生態系の保全に配慮した適正な利用整備を推進します。
② 公園緑地の維持管理	○自治公民館と協力して、公園や緑地の維持管理を図るとともに、地域住民のボランティア意識の醸成に努めます。 ○住民参加型による維持管理を推進します。 ○公共施設や社寺林の緑地の整備を図ります。
③ 河川環境の保全	○綾北川の濁り解消について、関係機関・関係団体と一体となり清流復活に向け取り組んでいきます。
2 照葉樹林の保護と活用 (1) 綾の照葉樹林プロジェクト（照葉樹林の保護・復元）	○照葉樹林の豊かな自然環境を保全するため、国内の地域、さらに東アジアの国々の関係機関とのネットワークづくりに努めるとともに、森づくりの重要性を発信します。 ○照葉樹林に関する資料・情報の提供やシンポジウム及び各種イベントの実施などを通じて、自然保護意識の高揚に努めるとともに、パンフレットなどの配布資料の内容については、最新情報への改訂や外国語資料の充実を図ります。 ○今後、50年～100年をかけた長期的な視野での照葉樹林の保護・復元を継続して行います。 ○綾の照葉樹林プロジェクトと連携して、核心・緩衝地域の管理運営計画を策定・実行します。

施 策 名	主要な取組
	○今後、再生可能エネルギーの開発と普及の進展が予想される中、照葉樹林の保護の観点から開発等を規制する条例等の策定について検討します。
(2) 照葉樹林保護保全、生物多様性のための科学的研究の推進と知の蓄積	○照葉樹林の保護・復元、生物多様性の保全のための科学的研究を推進し、研究結果を蓄積していくことでユネスコエコパークへの定期報告は勿論のこと、様々なアカデミックな研究者のために研究結果の共有を図ります。 ○町民を含む多様な主体が参加する調査、既存の研究成果の収集整理や新たな研究への支援などを進め、その成果について誰でも利活用できる資料として保管・蓄積していくことで、新たな研究への広がりを図ります。 ○宮崎大学や南九州大学、宮崎国際大学等と包括的連携協定を締結したことを機に、様々な研究者・機関との連携を図り「知の蓄積」を推進します。
(3) 照葉樹林の活用	○照葉樹林の生態系が日本の文化、日本人の精神構造の基層を形成していることについての理解を深め、綾町の持続可能な地域社会づくりに繋がります。 ○町民をはじめ、町外者など多くの人に照葉樹林の保護の必要性について理解を深めてもらうため、ガイドボランティアの育成や照葉樹林の体験学習機会の提供に努めます。 ○照葉樹林の理解を深め、地域おこしにつなげるために、グリーンツーリズム・エコツーリズムを推進し、ガイドの育成とともに、自然観察を行う遊歩道コースの充実を図ります。 ○ユネスコエコパーク登録による知名度を活かした交流人口の増加に取り組むとともに、町民の意識の高揚を図り、地域活性化につなげます。 ○イオンの森づくり事業の整備・保全活動において、小・中学生等の環境学習のフィールドとして活用するとともに、(公財)イオン環境財団との連携を継続していきます。
(4) 森林セラピー・フットパス等の推進	○森林セラピーや自然体験などの癒し効果による健康増進やレクリエーションのための効果的なメニューを確立し、本町のあらゆる産業観光資源と連携した新たなまちづくりへのステップとして、森林セラピーや自然体験などのコース開設や多様なニーズに合わせたプログラムづくり・ガイド養成などを推進します。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
公園・スポーツ施設（身近な公園・広場・緑地・運動場など）の満足度	%	↗	60.8	65.0
地域の自然が守られていると思う人の割合	%	↗	71.1	75.0
森林セラピー・自然体検等の利用者の増	人	↗	65	150

参画と協働の手がかり



住民

- 公園を活用するとともに、維持管理へ積極的に参加します。



地域・団体・事業者

- 公民館、民主団体による維持管理作業に努めます。
- 水辺の環境保全を行います。



施策 6-5 景観の保全・整備（ユネスコエコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり）

SDGs との連携

連携する SDGs								
	目標 11 持続可能な都市	目標 14 海洋資源	目標 15 陸上資源	目標 17 実施手段				

目的と方針

照葉樹林帯と調和した自然や田園、まちなみの景観を保全するとともに、民家などの歴史的景観の保全を進めます。

現状と課題

わが国で初めての景観に関する総合的な法律として、平成 16（2004）年に景観法が公布されました。本町も平成 19（2007）年に景観行政団体となり、景観形成計画を策定し運用しています。

今後も、綾町生物多様性地域戦略（平成 27（2015）年）や綾ユネスコエコパーク管理運営計画（平成 28（2016）年）、綾町都市計画マスタープラン（平成 30（2018）年）、都市再生整備計画（平成 31（2019）年改訂 綾地区Ⅲ期）などに基づく保全整備の推進が必要です。

また、関係部署内で策定または策定中の諸計画（新しい形の森づくり「里山生態林」に向けた植樹計画（案）、綾町森林ビジョン）等との連携によって、「綾ユネスコエコパーク地域自然公園」づくりを推進することとしています。

町域全体において、地区レベルの景観特性を面的に捉えるため、地形や土地利用などある程度同質の空間的性格を持った地区及び同質の景観上の基礎的条件を持った地区などに着目し、都市計画区域と用途地域を基本とした①照葉の森地区（山間部）、② 田園地区、③まちなか地区④企業立地地区、⑤綾城周辺地区⑥杣道地区⑦綾北・南川地区の 7 つの地区に区分し、主な 3 地区についての課題に引き続き取り組むこととしています。

また、近年、町の良い景観資源及び生産基盤の保全と再生可能エネルギーの活用と調和が問題となっており、これらに対する規制が必要です。

景観条例について町民の理解を十分得られるよう、引き続き啓発活動が必要です。

（1）照葉の森地区（山間部）の課題

- 様々な景観資源の背景となる遠景の照葉樹林の森の保護と復元
- 森林生態系を脅かすニホンジカの適正管理
- 自然公園地域（九州中央山地国定公園）内の開発などに関する規制の遵守
- 防災や水源涵養、保養など森林の持つ多面的機能の保全

- 産業観光など交流の基盤となる主要幹線道路の改良・整備の促進
- 九州自然歩道の利活用に向けたコースの再検討と改良・整備の促進
- 送電線施設や道路安全施設、防災施設など、必要不可欠な施設の整備と景観上の配慮
- 水と緑のネットワーク化による良好な河川景観の保全・創出
- 太陽光発電事業の大型施設は禁止し、小規模の施設については関係機関と協議し許可制の条例等を整備します。

(2) 田園地区の課題

- 台地周辺斜面緑地や公共施設の緑地、集落内の屋敷林など身近な既存緑地の保全
- 緑地と緑地をつなぐ「緑のコリドー」や、河川－水路－河川をつなぐ「水辺のコリドー」などによる「生態系ネットワーク」の形成
- 農業施策の展開による農用地荒廃の防止と農業集落環境及び田園風景や里山景観の保全
- 歴史的・文化的景観の保全とその周辺を含めた集落景観の保全・創出
- 歴史的・文化的に貴重な巨木及び樹林の保全

(3) まちなか地区の課題

- 空き店舗の解消など商業の活性化と魅力ある商店街のまちなみ景観の創出
- 景観資源の背景となる遠景の照葉樹林や斜面緑地などの眺望の確保
- 景観資源のネットワーク化による活用と産業観光との連携
- 景観に関する基準づくりによる市街地景観の形成
- 景観を阻害する屋外広告などの排除
- 幹線道路や生活道路の良好な沿道景観の形成
- オープンスペースの緑化によるまちなみ景観の形成
- 公共施設の緑化を軸としたまちなみ景観の形成
- 景観に配慮した道路整備の推進
- 景観や眺望の確保を図る無電柱化の推進
- 住民に身近な緑の整備による開放的で緑豊かな住宅地景観の創出
- ユネスコエコパークにふさわしい「綾の顔づくり」整備

施策の体系

1 景観の保全・整備（ユネスコエコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり）	(1) 自然景観と調和した開発の規制・誘導
	(2) 景観条例の運用
	(3) 景観形成計画重点地区
	(4) ユネスコエコパークにふさわしい景観整備の促進

主要な施策

施 策 名	主要な取組
1 景観の保全・整備（ユネスコエコパークにふさわしい自然と調和した景観づくり） (1) 自然景観と調和した開発の規制・誘導	○開発については、綾生物多様性地域戦略を基本に都市計画などによる適切な規制・誘導を継続的に行い、景観破壊の防止に努めます。 ○山間部における民有林などの乱開発防止に努めます。
(2) 景観条例の運用	○届出対象となる行為について、それぞれの行為ごとに良好な景観の形成のための行為の制限（景観形成基準）に基づき適正に管理します。 ○広報紙などで周知を行い、町民への継続的な啓発活動に努めます。
(3) 景観形成計画重点地区	○景観形成に重要な役割を担い、先導的かつ積極的に景観形成を進める必要のある地区として、綾イオンの森地域・杣道集落地区を設定し、景観形成・歴史的建造物の維持管理等に努めます。
(4) ユネスコエコパークにふさわしい景観整備の促進	○自然石護岸への検討、用水路などの蓋撤去など農村の原風景回帰をめざし、河川・道路・道路側溝・都市水路・用水路などにおける景観配慮型への検討を積極的に行います。 ○中心市街地における無電柱化をはじめ、道路などのグレードアップ化・緑陰・水辺・休憩施設などを積極的に取り入れ、ユネスコエコパークにふさわしい水と緑をテーマにした癒しを感じる都市空間形成を図ります。 ○令和元年度から取り組んでいる在来種、多年草植栽を活用した里山景観づくりを推進します。 ○“かわまちづくり”により河川環境の整備を推進します。 ○中心市街地の美しい景観形成を図るため、民間に対する活動支援を検討します。 ○屋外広告物、看板の規制などの条例について検討します。

目標指標

指標の名称	単位	目標の方向	令和元年度 (実績)	令和7年度 (目標値)
自然環境の豊かさと保全（満足度）	%	↗	71.1	90.0
無電柱化整備（町道）	m	↗	0	400

参画と協働の手がかり



住民

- 地域内にある公園等の維持管理に積極的に参加します。
- ユネスコエコパークとして取組の推進に参画します。



地域・団体・事業者

- 公民館、地域団体による維持管理作業に努めます。



無電柱化整備予定の横町栄町線



みんなで作る花壇プロジェクト（尾堂）